

検針票の内容を答えただけで別の契約に！！

Q. 契約中の大手電力会社を名乗り「今よりも電気料が安くなる。検針票を見てほしい」と電話があり、言われるまま書かれている情報を伝えた。数日後、見覚えのない会社から封書が届くと「書類は届いているか」と電話があり、そこで初めて電気契約切り替えの手続きであることが分かった。現在契約の電力会社を変えるつもりはない。どうしたらよいか。(60歳代 女性)

A. 電力の小売り自由化以降、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が寄せられています。切り替えに必要な情報は現在契約している会社の検針票に書かれていますので、安易に検針票の情報は伝えないようにしましょう。契約の際は事業者名や内容、期間縛り、解約時の違約金などをよく確認し、必要なければきっぱり断りましょう。訪問販売や電話勧誘販売では、事業者には勧誘に先立って販売目的を告げることや契約書面の交付が義務付けられており、消費者は書面が届いてから8日間はクーリングオフができます。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）